

# 65歳以上高齢者のみなさんへ

## サポカーへの乗り換え費用や ペダル踏み間違い急発進抑制装置等の 設置費用を補助します

最大  
10万円

高齢者が安心して自動車の運転を行い、地域生活の継続及び、地域活動へ積極的に参加することにより自分らしい生活を維持していただけるために、サポカーの乗り換え等にかかる費用の一部を補助します。

《補助対象者 ※下記①～⑦を全て満たす人》

①加古川市内に住所を有する者で、サポカー購入又はペダル踏み間違い時の事故抑止機能を有した装置の購入及び設置した期間が

- ・令和6年1月1日～3月31日の場合 令和5年4月1日時点で65歳以上の方
- ・令和6年4月1日～12月31日の場合 令和6年4月1日時点で65歳以上の方

②有効期限内の自動車運転免許証を保有する方

③自動車検査証又は自動車検査証記録事項の使用人と同一であること

④加古川市税を滞納していない方

⑤過去に当該補助金を受けていない方（補助対象者1人につき1回限り）

⑥乗り換え前の自動車は初度登録年月が令和2年3月以前のもの又はサポカー機能のない自動車であること

⑦乗り換え前の自動車検査証の使用者が、申請者本人、申請者の配偶者又は申請者と同居の65歳以上（申請者の年齢要件に準ずる）の方であること

《補助対象となる安全運転支援装置の要件》

○国の認定を受けている装置（急発進抑制タイプ又は障害物検知タイプ）

※対象装置は、自動車販売店・自動車用品店でご確認ください。

対象となる経費	① 対歩行者衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置を搭載する車の購入（製造年度の限定なし）に要した経費 ② 障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進抑制装置の購入及び設置に要した経費 ③ ペダル踏み間違い急発進抑制装置の購入及び設置に要した経費 ※ただし、国、県等が実施する同様の補助金を受けている場合は対象外とする
補助率	補助対象経費の9/10以内
補助金の額	上記①～③のそれぞれの費用の9割を補助し、以下の金額を上限とする ① 新車10万円、中古車4万円 ② 4万円 ③ 2万円 ※補助対象経費が上限額を下回る場合は、補助対象経費の額（1,000円未満端数がある場合は端数を切捨てた額）とする
補助対象期間	令和6年1月1日から令和6年12月31日まで 上記期間内に登録又はペダル踏み間違い時の事故抑止機能を有した装置の購入及び設置を完了していること



## 《補助金の申請から交付までの流れ》

### 1 安全運転支援自動車（サポカー）の購入又は安全運転支援装置の設置

○補助対象者等の要件をご確認の上、取扱業者で購入又は装置を取り付けてください。

### 2 申請書類等を高齢者・地域福祉課へ提出

令和6年1月1日～3月31日までに購入及び設置した場合

申請期間：令和6年4月1日（月）～令和6年7月1日（月）当日必着

令和6年4月1日～12月31日までに購入及び設置した場合

申請期間：令和6年4月1日（月）～令和7年2月28日（金）当日必着

○下記の①～⑩の書類を提出ください。

- ① 補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 安全運転支援装置販売・設置証明書（様式第2号）
- ③ 加古川市市税確認承諾書
- ④ 普通自動車運転免許証の写し（氏名変更及び住所変更がある場合は、裏面を含む）
- ⑤ 安全装置を設置する自家用自動車の自動車検査証の写し。電子車検証の場合は自動車検査証記録事項の写し
- ⑥ ⑤に規定する自家用自動車の使用者の現住所と自動車検査証又は自動車検査証記録事項の住所が異なる場合は、使用者が同一であることが分かる書類
- ⑦ 支払い確認書類（領収書、振込明細受取書、自動車ローン・リース支払明細書等）
- ⑧ 購入・設置内容が分かる書類（契約書、注文書、納品書、リース契約書等）
- ⑨ 補助金振込先の通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、氏名カナが分かるもの。）
- ⑩ アンケート

※別途、必要な書類がある場合は、提出いただきます。

### 3 補助金額の確定



○提出書類を審査し、補助金交付決定・不交付決定通知書を送付します。

### 4 補助金の振り込み

○補助金交付決定通知を受けた方に対し、申請者名義の指定口座へ振り込みます。

申請書類は加古川市ホームページからも入手できます。

<https://www.city.kakogawa.lg.jp>



詳細はこちらから↑

加古川市役所 高齢者・地域福祉課 地域包括ケア係

TEL 079-427-9715 / FAX 079-421-2063

〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000

■受付時間 8:30～17:15（土・日・祝日、年末年始を除く）